

災害特措法に基づく告示に係る Q&A

Q1.収集運搬業者について、対象者となるかはどのように判断すべきか。

A1. 災害救助法の適用が決まった市町村でその業者が積込み、積下ろしという収運業を実際に行っているか否かを判断するにはマニフェストや契約書を確認することが考えられるが、収運業者は非常に数が多く、行政庁も被災している状況でそのような手続を行政が負担することは現実的に困難であると考えられることから、事務連絡において「特定被災区域内において業を行う許可を有しているか否かにより判断」してよいとしている。つまり、都道府県知事又は政令市長の許可を有していれば、実際に適用対象の市町村で業を営んでいるかを確認することなく告示の対象になると考えていただいて差し支えない。

環境省としては、被災された事業者や被災自治体にさらなる負担をお願いするつもりは全くないため、収運業者が当該告示について相談に来られた際には過度な書類の提出を求めること等は避け、救済を重視して対応いただきたい。

Q2.対象者は何日から何日の間に許可が満了になった者か。

A2. 令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び環境省告示第 23 号に規定するとおり、令和元年 10 月 10 日から令和 2 年 3 月 30 日までの間に許可が満了する者が対象である。

Q3.延長された際の新しい許可の起算日はいつか。

A3. 令和 2 年 4 月 1 日である。

Q4. 当該告示対象者から申請があり、令和 2 年 3 月 31 日より前に新しい許可証を発行できた場合、その日が有効期間の起算日との考えでよいか。

A4. 環境省告示第 23 号は、台風第 19 号の被災者の特定権利利益の保護を目的とするものであるため、環境省告示第 23 号の対象者の間で差を設けることは想定していない。被災した廃棄物処理業者の救済という観点から有効期間の起算点について判断いただきたい。

Q5. この延長の措置を知らずに廃棄物処理業の許可の更新申請をしてきた業者についてはどのように取り扱うべきか。申請書を出したことにより「措置を使う意思がない」と判断すべきか。

A5. 環境省としては、被災した廃棄物処理業者の救済という観点から環境省告示第 23 号に

よって有効期間の延長等の特別措置を行っている。環境省告示第 23 号の特別措置を利用するかどうかは申請者の自由と考える。ただし、本件特例措置を知らないままに申請を行ってきた申請者に対しては、申請書を受理する前にこのような措置があることを一声かけていただくことがより望ましいと考える。

Q6. 該当者は、被災の事実を証明するり災証明書等、あるいは、申出書等の書類を提出する必要はないのか。

A6. 追加的な書類の提出については求めない。被災者に対し過度な負担とならないようにする観点から御判断いただきたい。

Q7. 例えば、本社が特定被災区域にあたる A 県内にあり、積下ろし場所が特定被災区域外の B 県の会社であっても、B 県の許可は措置の対象とはならず、保全されないということがあるのか。

A7. B 県の許可の業を A 県では行っていないという前提であれば、貴見のとおり。ただし、災害特措法第 3 条第 3 項に基づき、「保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出」が行われた場合には、満了日の延長を行うことは可能である。

Q8. 本告示の対象となる申請者について、令和元年 10 月 10 日から環境省告示第 23 号が公布された同年 10 月 28 日までの間に既に適法に更新手続を終えた許可について、環境省告示第 23 号を適用させて従前の許可の有効期間を延ばすべきか。

A8. 適法に更新手続が完了している以上、災害特措法による措置の対象となる許可等はすでに存在しなくなっていると考えられるため、環境省告示第 23 号を適用させる必要はないと考える。